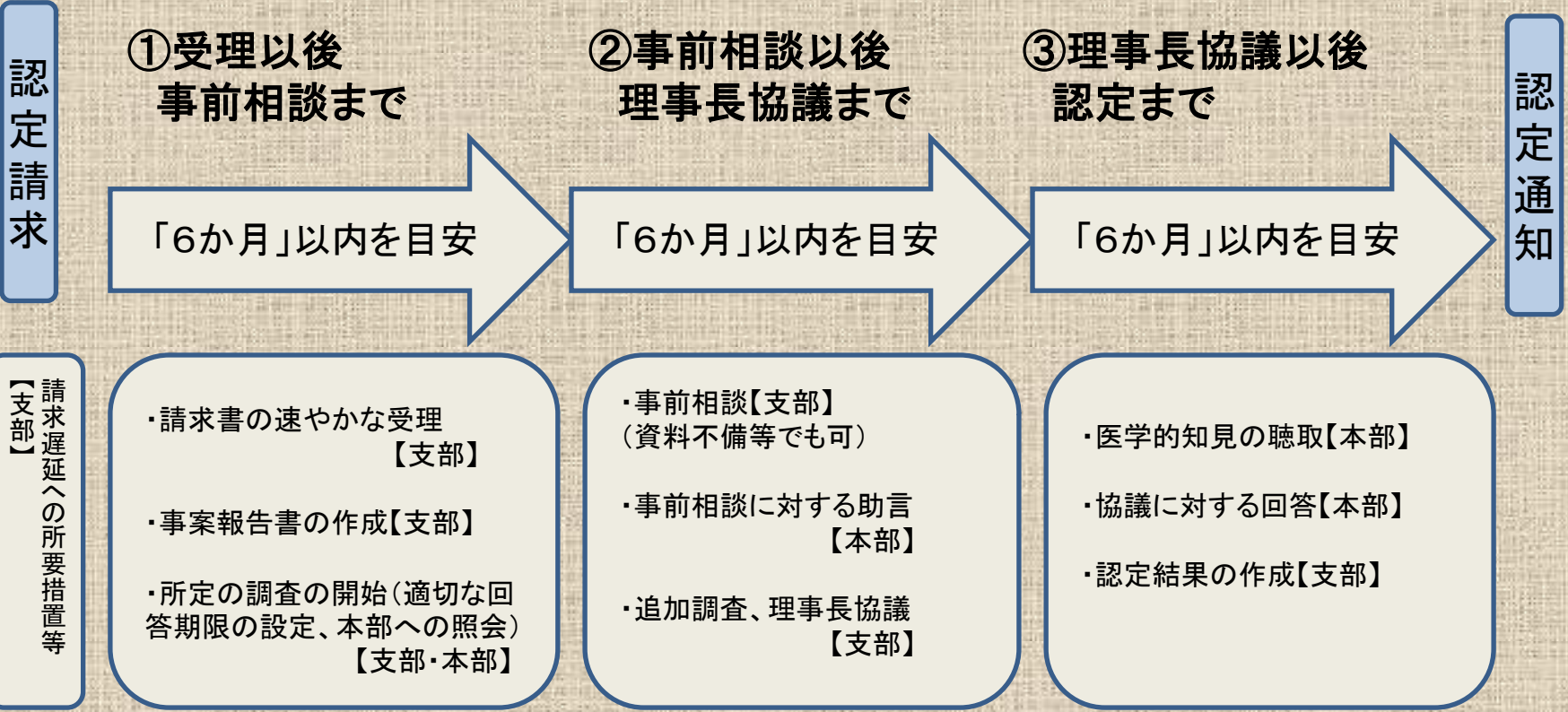


(参考)

事案の迅速処理について

- ・標準処理期間の遵守の徹底
- ・やむを得ない場合には、以下の取扱いにより事案を処理(理事長協議事案)



※平成24年4月1日以後に受理した事案から実施(その前の事案もできる限り準用)